一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県岡谷市・松本市・大町市（以上三市について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
岡谷市・松本市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年五月十七日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県東筑摩郡筑北村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、筑北村（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年五月十七日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県上伊那郡飯島町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、立木の伐採を禁止する。
飯島町（次の図に示す部分に限る。）
2　次の森林については、主伐は、択伐による。
飯島町（次の図に示す部分に限る。）
3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百十九号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき告示する。
平成二十四年五月十七日
経済産業大臣　枝野　幸男
工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関
1　登録認証機関の名称　ムーディー・インターナショナル・サーティフィケーション株式会社
一　登録更新年月日　平成二十三年十二月十七日
二　登録認証機関の所在地　東京都中央区日本橋堀留町一丁目4番2号　日本橋Nビル
三　登録の区分　A（土木及び建築）
四　認証を行う事務所の名称及び所在地
ムーディー・インターナショナル・サーティフィケーション株式会社
東京都中央区日本橋堀留町一丁目4番2号　日本橋Nビル
2
登録認証機関の名称　財団法人日本車両検査協会
一　登録更新年月日　平成二十四年三月四日
二　登録認証機関の所在地　東京都北区豊島七丁目26番28号
三　登録の区分　D（自動車）、T（医療安全用具）
四　認証を行う事務所の名称及び所在地
イ　財団法人日本車両検査協会　東京検査所
東京都北区豊島七丁目26番28号
ロ　財団法人日本車両検査協会　大阪検査所
大阪府堺市堺区山本町二丁66番2
ハ　財団法人日本車両検査協会　本部安全技術部
東京都北区豊島七丁目26番28号

○経済産業省
環境省告示第二十二号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年三月二日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。
平成二十四年五月十七日

特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
タカキタ　WB1030 HC	KDP－E4D G－WTIDE	株式会社タカキタ	三重県名張市夏見2828番地

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

○国土交通省
環境省告示第二十三号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第三項の規定に基づき、ヤンマー株式会社から、届出事業者の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。
平成二十四年五月十七日

1．変更する届出事業者の住所
新
大阪府大阪市北区鶴野町1番9号
旧
大阪府大阪市北区茶屋町1番32号
2．変更年月日
平成23年12月12日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

○経済産業省
国土交通省
環境省告示第二十四号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十四年四月二日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。
平成二十四年五月十七日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志